

企業版ふるさと納税を活用した

大学・若者支援 はじめます。

佐賀市では、企業様に支援したい大学等をご寄附いただき、寄附の一部をご指定の大学等への支援に、一部を佐賀市が実施する若者支援事業に活用する取り組みをはじめます。

佐賀の未来創造に、お力添えください。

◆寄附金の流れ



◆対象の大学等

市内にキャンパスがある大学が対象です

- 佐賀大学
- 佐賀女子短期大学
- 西九州大学短期大学部

◆企業様のメリット

- ✓ 通常の寄附より企業負担が軽い
- ✓ 社会貢献によるイメージアップ
- ✓ 研究機関との新たな関係構築

企業版ふるさと納税とは

自治体が発行する地方創生プロジェクトに対して企業が寄附をした場合に、損金算入に加えて税額控除が適用され、最大で寄附額の約9割が軽減される制度です。



- ※ 1回あたり10万円以上の寄附が対象
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- ※ 寄附の代償としての経済的な利益の授受は禁止

よくあるお問い合わせ

- Q. 大学の指定は必須ですか。
A. いいえ。ご指定がない場合は全額を佐賀市の若者支援事業に活用させていただきます。
- Q. 寄附の受付期間を教えてください。
A. 原則として、通年受け付けています。ただし、決算の都合上、3月は受け付けができない場合があります。
- Q. 寄附金はいつ大学へ届きますか。
A. 1～12月にいただいたご寄附を、翌年の4月以降に補助金として交付します。

企業の皆さまのご支援をお願いいたします

